民進党兵庫県第7区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県西宮市中島町一一―二〇
民進党兵庫県第9区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県明石市相生町二―六―五
民進党和歌山県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山県和歌山市七番丁一一一
民進党和歌山県第2区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山県和歌山市七番丁一一一
民進党岡山県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 岡山県岡山市中区円山一〇七
民進党岡山県第4区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 岡山県岡山市中区円山一〇七
民進党徳島県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 徳島県徳島市昭和町三―一―二
民進党愛媛県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 愛媛県松山市大手町一―一―六
民進党愛媛県第3区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 愛媛県松山市大手町一―一―六
民進党福岡県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県福岡市東区和白丘二―一―四〇
民進党福岡県第2区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県福岡市南区野間四―一―三五
民進党福岡県第3区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県糸島市前原中央三―一七―二〇
民進党福岡県第5区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県筑紫野市紫三―五―七
民進党福岡県第9区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市八幡西区日吉台一―九―一
民進党福岡県第10区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市小倉北区黒原三―一四―八
民進党福岡県第1行政区支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市八幡西区日吉台一―九―三
民進党熊本県第4総支部 | 主たる事務所の所在地 | 熊本県熊本市中央区神水一―六―一
民進党大分県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 大分県大分市田室町一―八
民進党鹿児島県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 鹿児島県鹿児島市荒田一―四―一四
民進党兵庫県第7区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県西宮市和上町一―二九
民進党兵庫県第9区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市中央区中山手通四―一七―二
民進党和歌山県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山県和歌山市広瀬町ノ丁二―九八
民進党和歌山県第2区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山県岩出市中迫一五七―二
民進党岡山県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 岡山県岡山市北区野田二―七―一二
民進党岡山県第4区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 岡山県倉敷市西中新田五四八
民進党徳島県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 徳島県阿南市宝田町川原一五―五
民進党愛媛県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 愛媛県松山市一番町一―一四―四
民進党愛媛県第3区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 愛媛県西条市新田一九七―四
民進党福岡県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県福岡市東区馬出四―一〇―七
民進党福岡県第2区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県福岡市城南区別府六―二―二〇
民進党福岡県第3区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県糸島市前原中央三―一七―二〇
民進党福岡県第5区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県筑紫野市紫三―五―七
民進党福岡県第9区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市八幡西区日吉台一―九―三
民進党福岡県第10区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市小倉北区黒原三―一四―八
民進党福岡県第1行政区支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市八幡西区日吉台一―九―三
民進党熊本県第4総支部 | 主たる事務所の所在地 | 熊本県熊本市中央区神水一―六―一
民進党大分県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 大分県大分市田室町一―八
民進党鹿児島県第1区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 鹿児島県鹿児島市荒田一―四―一四
福岡県福岡市南区野間四―一―三五 | 福岡県糸島市前原中央三―一七―二〇
福岡県筑紫野市上古賀三―三―一九 | 福岡県北九州市八幡西区藤田一―六―二一
福岡県北九州市小倉北区東篠崎一―四―一 | 熊本県人吉市五日町一七
福岡県北九州市八幡西区則松二―九―二 | 大分県大分市西大道二―四―二
鹿児島県鹿児島市下荒田一―六―二三

○総務省告示第百四号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一　一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千二百九十円を超えるときは、十万五千二百九十円）
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千百九十円以下であるときに限る。）	月額五万七千百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

改正前

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一　一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円）
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円以下であるときに限る。）	月額五万七千百十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）